平成２７年（フ）第１４６２号
神奈川県藤沢市城南２丁目12番11号　南山ハイツＢ棟203号室
債務者　牧野　敏幸
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５２０号
神奈川県高座郡寒川町倉見2057番地５　シャン・ド・フルール102号
債務者　仮屋　眞一
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７１２号
東京都武蔵野市西久保３丁目９番12号パール西久保104
債務者　塩野　弘子
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月11日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７７７５号
東京都台東区日本堤２丁目14―１―501
債務者　浅賀　貴子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７８３６号
東京都西東京市芝久保町４丁目18―６―107
債務者　土井　正洋
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２６号
釧路市芦野５丁目17番18号　ハイツＴＲＡＤ
債務者　古澤　裕介
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１３１号
釧路市文苑１丁目47番10号
債務者　稲木　　順（旧姓及川）
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１３２号
釧路市文苑１丁目47番10号
債務者　稲木　育代（旧姓及川）
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１４２号
釧路市星が浦北３丁目２番３号　幸豊ハイツ３号
債務者　池田　直美
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１５２６号
神奈川県藤沢市亀井野1431番地の２　パル上屋敷１―Ａ
債務者　深山　博文
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１７９３号
東京都世田谷区桜新町１丁目16番11号
破産者　株式会社マックスプランナー
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７９４号
東京都世田谷区桜新町１丁目16―11―501
破産者　福嶋　　稔
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７２５号
東京都中央区東日本橋２丁目23番３号
破産者　株式会社トムスジャパン
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７５３号
東京都千代田区西神田１丁目４番11号　サンポウ水道橋ビル５階
破産者　八洲汽工産業株式会社
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７６５号
大阪府大阪市城東区中浜３丁目14番15号
破産者　医療法人若奈会
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１６８号
東京都品川区旗の台５丁目19―１―106
破産者　長谷川和行
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６４６号
東京都足立区保木間１丁目２番７号
破産者　有限会社ライフクリエーション
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９３６号
神奈川県川崎市高津区末長３丁目26―９―304
破産者　栗岡　　豊
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部